## 理 由

生産緑地地区について、農業従事者の死亡及び故障が生じ、後継者もいないために買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われた。

また、生産緑地地区の追加指定の申出がなされ、同法に基づき精査したところ、同法第3条第1項の「一団のものの区域」として地形的まとまりを有する農地として認められるものであり、かつ、泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針及び指定基準にも適合し、市街化区域の貴重な緑地機能として評価できることから、追加指定を行う。

よって、本案のとおり区域変更をしようとするものである。

## 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(泉南市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。\_\_\_\_\_

名称	位置	面積	備考
新家 19 号	新家地内	約 0.11ha	区域変更
信達大苗代 8 号	信達大苗代地内	約 0.09ha	区域変更
馬場7号	馬場二丁目地内	約 0.73ha	区域変更
信達牧野 13 号	信達牧野地内	約 0.89ha	区域変更
信達牧野 29 号	信達牧野地内	約 0.12ha	区域変更
小 計		約 1.94ha	
岡田 1 号他 214 地区		約 60.78ha	変更なし
合 計	220 地区	約 62.72ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

1:10,000 南部大阪都市計画図(泉南市) 大 阪 湾 3·3·228-5 以心くラ南浜2号公園 新家土地区画整理事業区域 都市計画地区計画区域 平成30年度 南部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 (泉南市決定) S=1/10,000 5 = 5 · 2 2 8 - 1 号 200 泉南中央公園 新家土地区画 整理事業

